

番号 令和 6 年度(賃貸借)第 号		仕 様 書			
物 件 名	学生用端末機器一式の賃貸借				
場 所	名張市 百合が丘西5番町32番地 地内				
設 計 額	月額	円	調 査	令和	年 月 日
			設 計	令和	年 月 日
	内消費税		円		
期 間	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで【長期継続契約】			積 算	検 算
備 考	総額 (5ヶ年) : 円 (内消費税 円) 令和6年分 : 円 (内消費税 円)				
概 要			施 行 理 由		
別紙仕様書のとおり。					

2	ソフトウェア					
	Office	StandardまたはOffice365とする。 (アカデミックライセンス)	個	20		
	ウイルス対策ソフト	ウイルスバスタービジネスセキュリティサービス同等以上 (クラウドでのクライアント管理できる製品)	個	20		
	WEBサイトフィルタリングソフト	i-FILTER(保守料含む) ※同等品可(フリーソフトウェア除く)	個	20		
	外部デバイス制御ソフト	DeviceLock(保守料含む) ※同等品可(フリーソフトウェア除く)	個	20		
	ディスクイメージ取得ソフトウェア(ゴースト等)	セットアップ時、障害発生時にディスクイメージからセットアップするためのもの	個	20		
	圧縮解凍ソフト	パスワード付圧縮機能を有するもの	個	20		
3	ネットワーク機器					
	ファイアウォール	FortiGate-60F Bundle	台	1		
	スイッチングハブ	1000BASE-T/100BASE-TX/10BASE-T対応8ポートスイッチングハブ	台	4		
	5年間出張保守	オンサイト保守		1		
4	プリンタ					
	A3 モノクロレーザープリンタ 両面印刷	USBポート、LANポート(1000BASE-T/100BASE-TX/10BASE-T) A4片面印刷で1分間に30枚以上印刷が可能なもの	台	2		
	5年間出張保守	オンサイト保守		2		

5	設定等		式	1			
	セットアップ	ソフトウェアインストール、ファイアウォール設定、 プリンタ設定、ネットワーク設定等	式	1			
	LAN配線工事	インターネット網からファイアウォール、スイッチングハブを介し、各端末までLAN配線工事を行うこと。(既設のLANケーブルは使用しても良いが保守の対象とすること。また、LANケーブルが足りない場合は受注者にて用意すること。	式	1			
(小計)							
	本体価格						
(月額)							
	本体月額リース料		月	1			
	消費税		%	10			
	月額リース料		月	1			
	令和6年度リース料		月	12			
(合計)							
	総支払額		月	60			
	消費税		%	10			
	合計						

学生用端末機器一式の賃貸借 仕様書

1. 契約内容

名張市（以下「発注者」という。）に対し、パソコン、プリンタ等賃貸人（以下「受注者」という。）がパソコン、プリンタ等の適切な操作方法を指導するとともに、常時正常な状態で稼働し得るように、機器の設置、点検、清掃、調整、補修、部品の交換等及び契約期間の満了時の機器の撤去を行うものとする。

2. 契約方法等

(1) 長期継続契約

本契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の17の規定に基づく長期継続契約とする。ただし、この契約の締結日の属する年度の翌年度以降において、この契約に係る発注者の予算が減額又は削除された場合は、発注者は本契約を変更し、又は解除することができるものとする。

(2) 契約方法

本仕様書及び別紙積算用紙に記載した仕様を満たすパソコン、プリンタ等の賃貸借について契約を行うものとする。

(3) 履行期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで【長期継続契約】

3. 機器数量

(1) デスクトップ型パソコン	20台
(2) 光学式マウス（スクロール機能付）	20台
(3) キーボード	20台
(4) レーザープリンタ	2台
(5) ファイアウォール（機種指定）	1台
(6) スイッチングハブ	4台
(7) OS、ソフトウェア等	1式
(8) 機器のセットアップ	1式
(9) LAN工事	1式
(10) 保守（5年間、オンサイト保守）	1式

※詳細な仕様については別紙、積算用紙参照

4. 納品場所

名張市立看護専門学校（名張市百合が丘西5番町32番地 地内）

5. 料金の額及び支払

- (1) 受注者は、毎月末において発注者に対しパソコン、プリンタ等の賃貸借料金を請求する。
- (2) パソコン、プリンタ等の賃貸借料金は、1 か月間（月の初日から末日までをいう。以下同じ。）の契約金額に消費税及び地方消費税の額を合算した額（小数点以下切捨て）とする。

6. 保守・点検等

- (1) 受注者は、発注者がパソコン、プリンタ等を常時正常な状態で使用することができるように必要に応じ技術員を設置場所に派遣して点検及び調整を行い、機能等について発注者へ必要な指導及び助言を行うものとする。
- (2) この契約により提供するパソコン、プリンタ等の故障等により、発注者が当該機器を正常な状態で使用できないときは、受注者は発注者の要請に基づき、直ちに技術員を設置場所に派遣して、速やかに正常な状態で使用することができるようにしなければならない。
- (3) 受注者の作業の実施は、原則として発注者の就業時間（平日 8：30～17：15）内に行うものとする。ただし、時間外であっても、緊急を要する場合は、発注者及び受注者で協議のうえ、作業を実施するものとする。
- (4) パソコン、プリンタ等の設定又は故障等に係る保守等の本契約の一部を、パソコン、プリンタ等の製造元等に再委託しようとする時は、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。

7. 機器の設置等

- (1) 受注者は、既存機器の調査、確認を実施し、設定内容について既存情報を引き継ぎ、令和 6 年 4 月 12 日に正常に稼働できるように設置しなければならない。コンピュータ名、IP アドレスの設定情報は、既存情報を引継ぎ準拠するものとし、事前に発注者の確認を受けること。また、履行期間終了後は速やかに撤去しなければならない。
- (2) パソコン、プリンタ等の搬入、設置及び設定等に係る費用は、すべて受注者の負担とする。
- (3) 受注者は、パソコン、プリンタ等の設置後、発注者に対して、各種基本操作、ネットワークの接続確認、既存データの移行作業、紙詰まり対処及び消耗品交換方法について、説明を行うものとする。

8. 特記事項

- (1) 導入する機器は、D y n a b o o k、N E C、富士通、パナソニック、HP等の主要メーカー（国内生産モデル含む）の機種に限る。中古品、ショップオリジナル、自作機等は認めない。
- (2) 導入するソフトウェアは必要台数分のライセンスとし、賃貸借期間分（5年間）の保守を含むこと。
※導入するソフトウェアはアカデミック版でも可とする。
- (3) 圧縮解凍ソフトはパスワード付圧縮機能を有するものとし、ライセンス費用が必要な場合は落札者で購入、手続きすること。
- (4) パソコンをメーカー出荷時に戻すリカバリーディスクを1セット以上納品すること。
- (5) 障害復旧用の再セットアップ媒体（発注者仕様設定済みリカバリーディスク、設定ディスク）を作成すること。
- (6) 障害復旧用の再セットアップ媒体を作成する際に必要なライセンス料は本契約に含むこと。
- (7) セットアップ作業は、OS・ソフトウェアのインストール、ネットワーク設定、ファイアウォール設定、プリンタ等の設定を行い、発注者が指定するソフトウェアのインストールおよび設定を施すこと。
- (8) 納入時には、最新のセキュリティパッチをインストールすること。
- (9) 契約金額には賃貸借契約期間中の保守料や交通費を含むものとする。
- (10) 軽微な設定変更は発注者の指示に従い施行すること。
- (11) 納入する機器本体およびその他すべての付属品の設置に伴って必然的に必要となる物品（接続部品等）については、本仕様書の記載の有無に関わらず、すべて提供すること。
- (12) 使用済みの梱包材および発注者が不要と判断する付属品については、受注者にて処分すること。
- (13) パソコンには、発注者が指定する管理番号、IPアドレス等を表記すること。

設置場所配置図、構成図

